

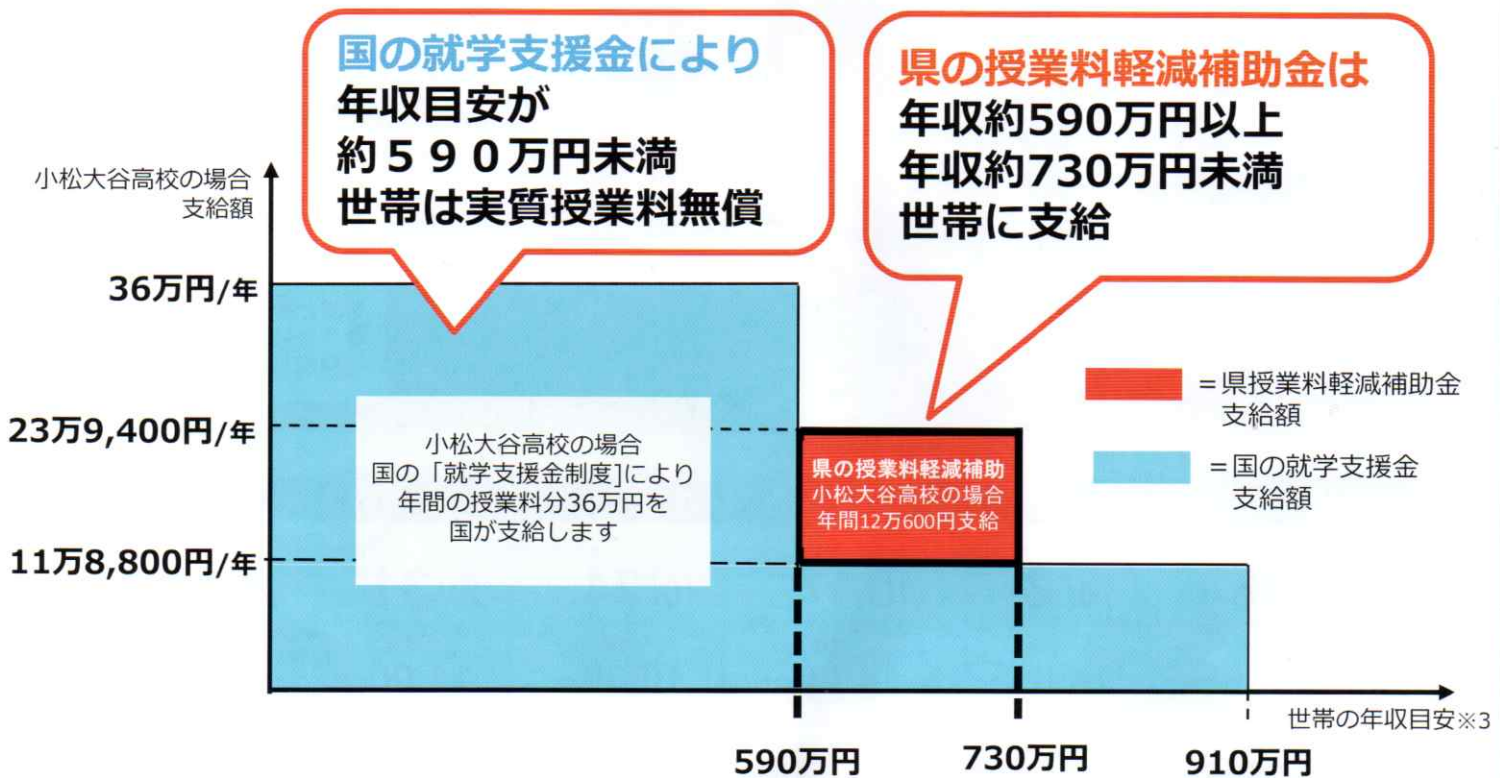
令和2年4月から支援対象が変わりました。

# 私立高校授業料実質無償化

(返還不要の助成)

国の「高等学校就学支援金（返還不要の授業料支援）の制度改正で、私立高校に通う生徒の支援が手厚くなりました！

さらに、石川県独自の私立高校授業料への支援制度の対象が変わりました！！



※1 年収目安約910万円未満世帯は、国から「就学支援金」が支給されます。

※2 年収目安約590万円以上、年収約730万円未満世帯は、石川県から「授業料軽減補助金」が支給されます。

※3 世帯の年収の目安は、両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている世帯をモデルにしています。

※4 小松大谷高校の授業料は、月額3万円、年額36万円になります。



## 県の授業料軽減対象となる方の判定基準について

保護者全員の市町村民税の課税所得額の合計が  
**2,600,000円以上3,572,000円未満の世帯**であること。

- ・令和3年4月～6月：令和2年の所得課税証明書で確認
- ・令和3年7月～令和4年3月：令和3年の所得課税証明書で確認

ご自身の課税標準額は所得課税証明書のほかマイナポータルで「あなたの情報」から確認できます（マイナンバーカードが必要です。）

マイナポータルHP

